

令和3年度八王子市農業委員会第1回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年4月27日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時10分 まで
- 4 出席委員 (18名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 19番 三上正治 | 21番 石川研 |

- 5 欠席委員 (4名)

- | | |
|----------|----------|
| 17番 内田茂 | 18番 福田一訓 |
| 20番 町田裕通 | 22番 井上正芳 |

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 山崎光嘉 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主任 岩佐達憲 |

令和3年度(2021年度)
八王子市農業委員会 第1回総会 議題

(令和3年4月27日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第11 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第13 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第14 農地の権利取得の届出について
- 第15 農地の賃貸借の合意解約について
- 第16 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第1回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第17番内田茂委員、18番福田一訓委員、20番町田裕通委員、22番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
3月1日から3月31日までの届出分（14件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
3月1日から3月31日までの届出分（24件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（4件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

農業委員

番号1について、産業廃棄物施設になった原因は何ですか。

事務局

産業廃棄物施設の許可が出ていることは確認できましたが、農業委員会事務局に入ってくる情報がなかったと考えられます。

農業委員 市街化調整区域内で転用の手続きがあったとしても、こういう土地利用の使い方はルール上できないと思うのですが、そういったことは各所管で情報共有はできているのでしょうか。

事務局 市街化調整区域内の土地利用については都市計画部と連携しています。また、市街化調整区域で開発行為をするとすると都市計画部やまちなみ整備部の許可等が必要になる場合があるので、農林課や事務局で連携して取り組むようにしています。今回のように市街化調整区域において無断で転用することがないように事務局としても努めています。

農業委員 今後、この土地を新しく利用される方のためにも、周辺環境に配慮して転用をしていただきたいと思います。

農業委員 私はこの現場を事務局と調査に行きましたが、ほとんど残土等が片付けてあり写真のとおり状態になっていました。

議 長 他にございませんか。

議 長 ごございませんので進行します。

第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第4「非農地証明の願出について」を報告。（1件）

議 長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 18件）

議 長 報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。

第6「農地の権利移動許可について」と第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」について説明。

譲受人は小比企町に在住。譲渡人は小比企町に在住。申請地は小比企町1筆、登記地目は畑、現況は畑、面積は合計175㎡。

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」説明。

貸し手について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地2筆、計898㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

借り手について、住所は小比企町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は30,000㎡。主たる経営作目は露地野菜。

農業従事者は3人、農作業従事日数は年間320日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

ご報告いたします。4月12日、事務局と当該農地の調査を行い、申請者であります、譲受人と面談いたしました。譲受人は、小比企町で代々農業を営んでいる認定農業者であり、年間で約100種類の野菜を栽培し、スーパーや飲食店等へ出荷しています。また、東京都指導農業者にも認定されており、新規就農希望者等の受け入れも積極的に行っています。まず、第6の申請地は、譲受人自身が所有する農地と隣接しており、作付けはなく休耕状態でした。今後は、草刈り、耕うんを行い、他に所有している農地で栽培しているイチジクを一部移し替えて隣接農地と一体的に利用していくとのことです。次に、第7の農地は、元々農地バンクに登録されていた畑でしたが、所有者からの意向を基に、譲受人に貸し付けることで話し合いが進んでいき、借り受けることになったとのことです。当該地ですが、小比企町2559番

では、なだらかな傾斜があり、ルッコラ、フキ等が栽培されていました。2560番では、なだらかな傾斜があり、作付けはありませんでしたが、草刈りがされている状態でした。今後は、ブルーベリーや栗、リーフレタスやミックスレタス等の葉菜類を作付けする予定とのことです。なお、当該地南側の赤道と接する部分については、農機具等が搬入しやすいよう整備をするほか、北側の住宅と接する部分については、土留めを施すことで、耕土の流出防止や営農環境の改善を図っていくとのことです。両案件における収穫物は、今までと同様の販路であるイトーヨーカドー、スーパー、飲食店等に出荷する予定とのことです。今後については、今までと同様に妻や息子の協力を得ながら経営規模拡大を目指し、農業経営を行っていくとのことです。経営面積が広いため、従業員を雇っているほか、パートやボランティアの協力も得ているとのことで問題ないかと思えます。譲受人は、農業の効率化や高度化に関する幅広い取り組みに挑戦することで、日々、農業経営の強化・改善を図っています。また、地元の農家との関係も良いようですので、小比企地区の農業者として、これからも頑張りたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第6・第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することに決定しました。

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所は散田町、設定する土地は西寺方町の土地2筆、計1,206㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

借り手について、住所は台町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は6,913㎡。主たる経営作目はニンニク・キクラゲ・シイタケ・果実。農業従事者は6人、農作業従事日数は年間340日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは、ご報告いたします。4月8日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地では借り手のほか、奥さん、娘さんにもご同行いただき、今後の営農計画をうかがいました。借り手は令和元年9月に新規就農し、「農業経営基盤強化促進法」で西寺方町の農地を、「都市農地賃借円滑化法」で谷野町の生産緑地を借り受けており、合わせて約7,000㎡の農地で農業経営を行っています。今回借り受ける西寺方町の農地は、「農業経営基盤強化促進法」で借りている西寺方町の農地の隣接地になります。八王子農業協同組合職員の仲介があり、農地を借り受けることとなりました。今回借り受ける農地は20年程耕作の用に供していない農地だったため、篠等が繁茂し、荒れた状態でした。事業計画が認定され、当該地の賃借が成立した場合は、作付計画書のとおりトウモロコシを作付け、トウモロコシの収穫後、ブロッコリー、カリフラワーなどの秋野菜を作付けする予定とのことでした。収穫物は今までの販路と同様に道の駅八王子滝山、イーアス高尾、JA八王子等に出荷していくとのことでした。新規就農して以来、家族一丸で農業経営を行っていますので、今後も見守っていききたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

推進委員 写真を見ると農地が荒れているように見えますが、荒れた農地を開墾するのに補助金は出るのですか。

事務局 そういった補助金の予算は取っています。必要があれば伐根等の整備に関する相談に応じた支援を考えています。

議長 他にありませんか。ございませんで、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することに決定しました。

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手1について、住所は上恩方町、設定する土地は上恩方町の土地2筆、計1,698㎡。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は5年間。

貸し手2について、住所は上恩方町、設定する土地は上恩方町の土地4筆、計894㎡。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は5年間。

借り手について、住所は川口町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は0㎡。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は6人、農作業従事日数は年間200日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは報告いたします。4月14日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り手の法人の代表から、今後の作付計画等を伺いました。借り手は、7～8年前に上恩方町の風景

や環境に憧れ、住所を移し生活をしていく中で、高齢化や空家、買い物難民、耕作放棄地等の様々な問題に対し、農業を通じて地域の新しい活性化ができる枠組みを創造したいとの思いから農業に参入されました。そんな折、町会のつながりで話があり今回の貸借に至りました。農業に主に従事するのは、業務執行役員の借り手と同じく業務執行役員の方で農場責任者として携わっていくとのことでした。申請農地である上恩方町 889 番、890 番甲では、全体的に耕うん状態であり、今後は、ピーマン・ネギを栽培していく予定であり、上恩方町 1326 番、1327 番、1336 番、1337 番では、トマトやキュウリなどの夏野菜を栽培していくとのことでした。収穫した生産物は、直売や加工販売のほか飲食店等へ納入していくとのことでした。恩方地区においては、人口の減少や農業者の高齢化等も進み、耕作が十分にできない農地もあります。遊休農地の解消のためにも借り手の法人のように、新たな担い手の存在も力強く感じますし、地元の農家と手を携え切磋琢磨しながらこれからも長く活躍してもらうことを期待しています。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 借り手は他に所有している農地がないように見えますが、他市で所有している農地はあるのですか。

事務局 東京都農業会議からのお墨付きを得て初めて貸借が可能になるので、今回が初めての案件であり他市で農地を所有している訳ではありません。

議長 他にありませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第 9 については、これを決定することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 10「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 10「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」所有者は葛飾区に在住。申請地は裏高尾町にある 1 筆。土地の現況地目は山林、現況となった時期は昭和 63 年頃。当該地は市街化調整区域に属し、農振地域外。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。4 月 13 日、農業委員、事務局とともに、現地を確認しました。当該地は西東京バス「摺差」バス停から約 220 メートル北西に位置する南向きの傾斜地です。当該地は、幹の太い樹木が乱立し、全体的に篠が生い茂っている状況で、足場が悪く、立ち入りが困難な箇所もありました。願出者からの聞き取りでは、相続等に伴い、約 30 年前から耕作が困難な状況となり、時間の経過と共に、森林の様相を呈する状態になったとのことです。長年耕作の用に供されていないことは明白であるため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にいたします。事務局より説明願います。

事務局

第 11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は谷野町の土地 2 筆、みついで台二丁目の土地 1 筆、
2,012 m²。

買取申出事由の生じた者について、住所は谷野町、申出者との続柄
は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和 2 年
12 月 30 日」、年齢は「91 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし
たいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。4 月 13 日、事務局と当該生産緑地を確
認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、13 歳頃
から親の手伝いで農業に携わり始め、16 歳頃から本格的に従事しまし
た。当該地において、主にトマト、ナス、キュウリ、ネギ等を栽培し
ていました。収穫した作物は自家消費するとともに、北野や国立の市
場に出荷していました。願出者の父は、ほぼ毎日農作業をされていま
したが、令和 2 年の 5 月頃に肺炎を発症し、入退院を繰り返してきま
した。その後、令和 2 年 12 月 30 日に老衰が原因で 91 歳で亡くな
りました。願出者の父が入院中、農業に従事できない期間は、息子の
願出者が農地の維持管理を行われていました。今回の調査において、
お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったこ
とを確認しました。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので
進行します。お諮りします。第 11 については、これを証明すること
にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定いたしました。
第 12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議
題にいたします。事務局より説明願います。

事務局

第 12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は長沼町の土地 13 筆、2,909 ㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は長沼町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は「令和 3 年 3 月 19 日」、年齢は「79 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。4 月 13 日、事務局職員、農林課職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者、妻、息子から話を伺いました。願出者は、中学校卒業から家業である農業に従事してきました。水田では稲作を、畑ではジャガイモ等の根菜類を中心に作物を生産し、収穫物はふれあい市場や道の駅八王子滝山等へ出荷していました。願出者は、10 年前に農協の定期診断で心臓の疾患が判明しましたが、支障のない範囲で農業従事をしていました。令和 2 年 8 月、農作業中に右足関節を粉碎骨折し 2 か月間入院、退院後も通院し、令和 3 年 2 月に治療が終了しましたが、右足の甲が固く腫れており、足を引きずって歩くような状態となりました。また、医療機関の診断にもある通り重症心疾患を患っているため、軽作業でも息が上がってしまうほど体力が著しく低下しています。このような状態であるため、農作業をすることは極めて難しい状況です。当該生産緑地については、願出者が農作業に携われなくなった後は、息子が最低限の管理をしてきました。今回の調査において願出者が、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありますか。

農業委員 買取申出事由が重症心疾患ということですが、病気や身体の負傷は個人差があると思います。どの程度の症状だったら認められるといったガイドラインはあるのですか。

事務局 ガイドラインはありませんが、現地調査や家族からの聞き取りを含めて総合的に判断しています。

議長他にありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 13「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にいたします。事務局より説明願います。

事務局

第 13「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」
被相続人について、住所は石川町、耕作面積は 1,781 m²。相続開始年月日は令和 2 年 8 月 2 日。相続人について、住所は石川町、年齢 67 歳、被相続人との続柄は二男。適用を受けようとする農地は石川町にある 3 筆、1,123 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和 50 年 4 月 1 日。

議長説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは報告いたします。4 月 12 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする石川町 747 番 2・747 番 6・748 番 3 は、生産緑地指定を受けている農地です。当該地の西側では梅が植栽されており、その他ではネギ、ニラ等の露地野菜が作付けされていました。作付けされていない部分は全体的に耕うんされていました。今後、西側部分ではウメやユズの果樹、その他の部分では、ジャガイモ、サツマイモ、ナス、キュウリ、トマト、ハウレンソウ、ノラボウ菜等を作付けしていくとのことです。収穫物は、これまで同様に親類縁者に配ったり自家消費していくとのことでした。願出者は昭和 50 年頃から農業に携わるようになり、平成 24 年頃からは、ほぼ毎日願出者の父と一緒に農作業を行いながら

農業技術を習得してきました。今後も、これまで同様に農業経営を続けていくとのことであり、農業技術や農業知識に関して問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 被相続人の農地の所有面積と相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地の面積が 658 m² 違いますが、この差は何ですか。

事務局 市街化区域で生産緑地に指定されていない面積になります。

議 長 他に質問・意見はありませんか。

議 長 ございませので進行します。お諮りします。第 13 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定いたしました。第 14「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第 14「農地の権利取得の届出について」を報告。（2 件）

議 長 ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第 15「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第 15「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1 件）

議 長 ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第 16「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第 16「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（2 件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 11 番 村 松 徹 委員

第 12 番 峰 尾 達 雄 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和 3 年度八王子市農業委員会第 1 回総会を閉会
します。

《午後 3 時 1 0 分閉会》